

ご利用いただける方は？

- ◆ 介護予防認定で要支援2または、介護保険の介護認定で要介護状態と認定され、軽度から中度の認知状態のある方。
- ◆ ある程度の共同生活の送れる方(自傷・他傷の危害を加えることのない方)。
- ◆ 基礎疾患が安定した状態の方。

サービス内容

- ◆ 入居者の方がそれぞれの役割を持って家庭生活に準じた生活を送るよう配慮いたします。
- ◆ 食事の準備や洗濯の片付けなどスタッフと一緒にしない残存機能の維持をはかります。
- ◆ 大規模施設にありがちな業務優先の介護でなく個人の生活優先の支援を心がけます。
- ◆ 買い物や散歩などの施設外へ出かける時間を作り閉鎖的な生活とならないよう配慮いたします。
- ◆ 常に御家族の来設しやすい雰囲気をつくり入居者の生活情報を的確にお知らせいたします。
- ◆ 必要な医療は医療保険を用い提供されます。
- ◆ 介護保険制度では24時間介護対応の居宅扱いとなります。個人使用の生活用品は実費負担となります。

ご利用の手続きは

現在、介護認定を受けられている方は直接センターにお申し込み下さい。まだ認定を受けられていない方は申請の手続きが必要です。
一度、センターへお問い合わせください。

また、見学を随時、受け付けております。センターへお気軽にお問い合わせください。



＜近くには鏡島弘法様があります＞



グループホーム	2階
デイサービス	1階
みうら在宅介護サポート	1階

医療法人社団 久誠会
三浦病院
三浦老人保健施設

岐阜市鏡島精華3丁目17-5
TEL: 058-251-9038
FAX: 058-251-9082

グループホームのご案内



医療法人社団 久誠会

鏡島弘法前ヶアセンター

〒501-0124
岐阜市鏡島中2-9-13
TEL：058-253-1768
FAX：058-251-9068



運営理念

- 一、常に心地よい生活空間を提供します
- 一、適切な医療を提供する環境を整えます
- 一、今までの暮らしを継続出来るよう配慮し、自分の力・可能性を発揮出来るよう、促していきます
- 一、かけがえのない家族との交流を大切にし、楽しみ・喜び・美しさ・心の潤いのある時をすごせるよう、配慮します

鏡島弘法前ケアセンターのグループホームの特徴

1. 安定した生活環境

生活環境の変化は時として認知症状の悪化を招きます。グループホームにおいては身体状況の悪化のない限り、利用期間を制限するものではありません。安心して長期の利用が可能です。また身体状況の悪化時には法人運営の老人保健施設の利用や入院施設の手配をスムーズに行うことが可能です。

2. 高い専門性

介護経験豊富なスタッフを揃えました。専門のスタッフによる認知症の進行緩和を目的とした作業療法や身体機能の衰えを予防する理学療法を適宜提供することが可能です。医療面では内科・精神科の医師がバックアップします。

3. 地域密着

1階にはデイサービスセンターを併設し、地域の方との交流を大切にしていきます。お花見や弘法さまへの参拝など1年を通じて地域での楽しい行事を予定しております。ご家族の方々の参加を呼びかけスタッフとの交流も深めていきます。

4. 安全への配慮

クッション性のある床構造など事故を未然に予防するための設計上の工夫をしております。グループホーム専用の設計ならではのメリットです。

5. 快適な空間

食堂・療養室・お風呂場それぞれに個別の空調と床暖房を設置した快適な空間を用意しました。室内は明るくやさしい木目調で統一されています。

グループホーム利用料金

R7.4月現在

(1) 敷金(家賃の2ヶ月分)

78,000円

(2) 基本利用料内訳(1ヶ月)

家賃	39,000円
食費	39,500円
管理・共益費	37,500円

(3) 介護保険1割自己負担金(30日分で算定)

介護保険	自己負担金	1割の場合
要支援2	749単位	28,173円～
要介護1	753単位	29,671円～
要介護2	788単位	30,950円～
要介護3	812単位	31,827円～
要介護4	828単位	32,411円～
要介護5	845単位	33,033円～

(注)上記介護保険1割自己負担金は、下記の①と②の加算を合計した金額です。1単位＝10.27円です。

- ① サービス提供体制加算Ⅰが1日につき22単位、医療連携加算Ⅲ(要介護のみ)が1日につき37単位加算されます。
- ② 利用保険単位数の18.6%に相当する単位数が介護職員処遇改善加算Ⅰとして加算されます。
- ③ 認知症専門ケア加算Ⅰ(該当者のみ)が1日につき3単位加算されます。
- ④ 入居された日、もしくは医療機関に1か月以上入院し退院後再入居した日から30日以内の期間は、1日につき30単位の初期加算が加算されます。
- ⑤ 入居中に医療機関に入院され3か月以内に退院が見込まれる入居者は、ひと月に6日を限度として246単位算定されます。

(4) グループホーム自己負担金(30日分で算定)

介護保険負担金と必要経費合計金額

要支援2	144,173円～
要介護1	145,671円～
要介護2	146,950円～
要介護3	147,827円～
要介護4	148,411円～
要介護5	149,033円～

※別途、理美容代、おむつ代、日用消耗品、電気代やその他、嗜好品などの実費負担分が掛かる場合があります。